# 財政調整事業の検討結果について

資料7-2 ※第35回広域化調整会議(R5.8.24開催) 資料1-3【抜粋】

#### 財政調整事業の必要性

## 【事業の基本的な考え方】

令和6年度の保険料完全統一後は、各市町村において、保険料の激変緩和措置や市町村独自の保険料減免等は行わないことから、市町村において確保すべき財源規模が縮小する。

一方で、超高齢社会の進展や医療の高度化による医療費の増嵩傾向が続く中、保険料の上昇が今後も続くと見込まれる状況から、国民健康保険制度の枠組みの中において、限られた財源を有効活用し、府内統一保険料の抑制・平準化を図っていくことが必要である。

こうした状況を踏まえ、①これまでの各市町村の激変緩和措置を補う仕組みや②府と市町村の国民健康保険特別会計における財源配分等の見直し、③府財政安定化基金に付与された財政調整機能の活用による平準化といった、府内統一保険料の抑制・平準化のための財政調整事業の枠組みを構築し、被保険者の負担軽減及び令和6年度の保険料完全統一後の国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る。

#### 【財政調整事業の類型化】

財政調整事業

① 事業費納付金を 通じた保険料抑制

② 財源配分等の見直しによる保険料抑制・平準化

③ 府国保特会の剰余金による保険料抑制及び府財政安定化基金の財政調整機能の活用による平準化

# 財政調整事業の検討結果について

資料7-2 ※第35回広域化調整会議(R5.8.24開催) 資料1-3【抜粋】

② 財源配分等の見直しによる保険料抑制・平準化

## 【対象財源一覧】

内 容
N年度の前期高齢者交付金に加減算されるN-2年度前期高齢者交付金の精算額の1人あたり額と直近3か年平均の1人あたり精算額との差額にN-2年度の被保険者数を乗じてN年度の留保・取崩額を算出し、平均を下回った場合は、下回った額を府財政安定化基金(財政調整事業)に積み立て、平均を上回った場合は、上回った額を取り崩す(※)ことにより、当該年度の納付金額への影響を緩和。※財政調整事業積立額の範囲内
毎年度の事業費納付金算定における議論を経て、府内統一保険料の全体抑制 に活用。
令和6年度は、全額府1号繰入金に振り替え、令和7年度以降については、保 健事業の在り方検討の結果を踏まえ、必要な財源については、府2号繰入金を 活用することとして、具体的な財源規模も含めて、別途整理。
従前どおり調整財源として一旦留保することとし、翌年度の剰余金が生じた場合は、 当該剰余金の活用検討の中で具体的な活用策について検討。
毎年度の事業費納付金算定における議論を経て、必要に応じ、府内統一保険料 の全体抑制に活用。
当該年度の各市町村の交付額の一定割合を保険料抑制財源として活用する。 一定割合については、各年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、財政運営検 討WGで検討の上、広域化調整会議で決定。